条例の点検・見直しシート

			作后		平成24年6月29日				
条例の題名		公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の 防止に関する条例	公	布 日		昭和38年3月8日			
条例番号		昭和38年三重県条例第11号	直道	丘改正日	平成18年10月2				
所管部局課		警察本部生活安全部生活環境課	電	話 番 号		059-222-0110(3182)			
条例の概要		公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し 穏な生活を保持するため、当該行為等を禁止するため ある。				規制型 条例の 類型			
視点		項目		回答	検 討	内 容			
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも 性を有している。			はい	地域社会や家庭構造の変化、価値観の多様化、規範意識の低下等が顕著な現在の社会情勢において、県民及び滞在者(以下「県民等」という。)の平穏な生活を保持するため、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止する必要性は、制定当時より更に高まっており、妥当性を有する。				
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要かめられる。			はい	条例の対象は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を行う者であり、当該行為を禁止するためには、地方自治法第14条第2項の規定により、条例で定める必要がある。				
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない			はい	条例の規定に基づいて 及び違反者の取締りを	、禁止行為の防止対策 行っている。			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっている。			はい	条例に規定する禁止行為については、全国の 都道府果条例と同様の規定であり、果民等の 生活の平穏を保持するためには、必要かつ妥 当な規制である。				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等 規定する余地はない。)。			はい	県民に義務を課すには、地方自治法第14条第 2項の規定により、条例で定める必要がある。 また、条例による規制の実効性を担保するため、罰則(刑罰)を設ける必要があり、罰則(刑 罰)を設けるには、地方自治法第14条第3項の 規定により、条例で定める必要がある。				
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	地方自治法第14条第2項及び第3項				
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい	本県はもとより、他の都道府県の同様の条例に ついて、憲法、その他法令に抵触するとされた 判例はない。				
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い はない。			はい	条例に規定する禁止行為に基づいて違反者の取締りを行っており、実務上の手続との間に 異なる点はない。				
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			条例の目的を達成するために必要な規め、その規制の実効性を担保するためになる制(刑罰)を定めており、整合が図りいる。					
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい					
	条例の規	見定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受 い。	けた	はい					
	条例の規 認められ	見定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支 れる。	障が	はい	た場合には、当該禁止 締まることは困難である が認められる。	「為のいずれかを廃止し 行為を他法令により取り にとから、明らかな支障 ば規制の実効性が確保			

	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であっ て、廃止すべき規定はない。		はい	規定了	る禁止	上行為及7	を保持するた グ間則につい 規定はない	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。		はい	条例0 規定と	 規定 なって	よ 全国の	部道府県条 Eのところ、特	
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。							
	条例の幸る。	丸行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ	はい	活を係者に続きる	持する そ例に対 は刑罰で 後に応り	ることであり 現定する行 を科すこと 、迷惑性 見定してお	は、県民等の人 一方のコン 万為を禁止し である。 罰則 この高さや被引 り、公共の安 正に配分され	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			な生活		寺のための	、全ての果良 たのであり、	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			せられれる。	、その しかし、 7種な	一部の遺	テ為は全ての 反者には罰! こよって侵害さ ふためには、!	則が科せら される県民
		条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。						
の他	市町等力	いら条文の改正を求める意見を受けていない。	はい					
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特	記	事	項	見直しに	有効期限
							関する規定の有無	に関する 規定の有 無
							無	無